

# 「市民セクターの20年」研究会報告(6)

## 生協の20年と生活クラブ

### —公共政策圏と市民の相互性

市民セクター政策機構

専務理事 米倉 克良

「市民セクターの20年」研究会第6回が、2014年1月24日(金)、日本NPOセンターの会議室にて、生活クラブ運動グループのシンクタンク・市民セクター政策機構の専務理事、月刊『社会運動』編集長の、米倉克良氏をお招きして開催された。当日の参加者は20人。

生活協同組合は「共益」組織であるが、生協運動がさまざまな公益活動を展開していることに着目し、90年代以降の生協・協同組合の動きを振り返るとともに、今後の非営利・協同セクターを展望することをねらいとした。

#### 1. 報告から

米倉克良氏は、まず、公共政策と政府政策の違いを押さえた上で、生協と生活クラブ(生協)の歴史や現況、協同組合の世界的な動きをメインに報告された。

##### (1) 公共政策と非営利・協同セクター

私たちは、公共政策=政府の政策、という発想をしがちであるが、これは正しくない。松下圭一(『公共哲学11「自治から考える公共性」東大出版会)によれば、公共政策は、①その問題が個人の解決能力をこえる「問題領域」をめぐるものであること、②人・金・モノ・情報・経験・時間・労力の社会関係資源を集中することで効果を発揮できる「解決手法」であること、③その「解決手法」が「市民の合意」を得られること、としている。一方、政府政策は、「公共政策」の中で予算と条例に基づく政策である。つまり政府政策は公共政策の部分であり、公共政策は、

政府政策を包含している。しかし、あたかも政府政策が公共政策のすべてであるように誤解されている現状がある。世界的に見れば、ヨーロッパやカナダ等では「公一協一私」コラボ型の「社会的経済」=国家や市場に過度に依存しない社会づくりを志向している。

今後は、政府部門、市場部門、市民社会部門で構成する新しい公共空間を形成するためにも公共政策を構想し実施する主体・担い手に市民自身やNPO、そして協同組合といった非営利・協同セクターが地域から横に連携し、政府政策をもコントロールする存在にならなければならない。そのためには発想の転換が必要である。

##### (2) 協同組合運動の歴史

協同組合運動の黎明期をどこに見るかは重要である。つい最近まで、戦前の歴史は省略されることが多く、60年代のいわゆる「日本型生協」が注目されていた。戦前の社会主義的運動との連続性を切り離れた関係で捉えていたのである。しかし戦前から生協・協同組合運動をとらえることで、運動の見え方が大きく違ってくる。なぜなら、協同組合は、戦前の貧困という問題に対峙する中から生まれてきたわけで、現在、貧困や格差の問題に再び直面している協同組合にとって、きわめて今日的課題であるからである。

片山潜が消費組合設立を提唱し、日本の協同組合の「父」と呼ばれる賀川豊彦は、労働者階級からの搾取をなくすため、1921年に神戸購買組合、灘購買組合をつくった。1928年には、中

郷質庫信用組合を組織し、貧困層の人々のために質屋を経営した。吉野作造や新渡戸稲造も協同組合運動に関わりがある。戦前の都市社会主義やキリスト教社会主義が、大正デモクラシーの時代精神を背景に人々を動かしていったのである。

戦後、残念ながら生協の主流はこの歴史に距離をおいてきた。ようやく、生協の研究で、この時代を掘り起こされるようになってきた。運動の黎明期をどこに置くか、ということは、自分たちの運動の原点を押さえる面からも重要な意味がある。

### (3) 日本の協同組合について

日本の協同組合は、共通の尺度が不正確であるため推計となるが、規模は、組合数で37,052、組合員数で80,276と大きい(2009年3月現在)。事業高では、世界ランキングで、全国農業協同組合連合会が1位、全国共済農業協同組合連合会が2位と上位を占め、世界的にも規模としては大きい。

ただ、ポテンシャルは大きいですが、日本個有の深刻な問題を抱えていることが課題であり特徴でもある。まず、協同組合は、農業協同組合法(農協)、消費生活協同組合法(生協)、信用金庫法(信用金庫)といったように法制度が産業別・業種別であり、協同組合をカバーするような協同組合基本法制が存在しない。この点は、世界的に見ても特異である。監督官庁もそれぞれ個別に認可が必要(認可主義)であり、事業範囲が狭く規定されている。その弊害として、個別官庁の指導で政府の政策に左右されやすく、気軽に協同組合をつくることもできない。また、新しい社会運動も作りづらい(世界の協同組合は、3~5人程度でつくられる)。

例えば、生協法はNPO法よりも狭く規定され事業の制限列挙がなされている。この点、まったく限定がない株式会社と対称的である。なぜ、こうなったかという、生協法は、歴史的に見ると戦前につくられた産業組合法の流れであり、戦後、生協法の改定運動が起こり、GHQの指導もあって民主的な内容で検討されていた。ところがGHQが冷戦構造の激化で改正作

業を投げ出していき、結局、事業範囲が制限的な法律になった経緯がある。また近年は、他の制度改定のあおりを受け、まず農協法が会社法の後追いのような形で改正され、それを追うように、生協法が改正された。しかし、監督官庁による縦割りのままで、根本的な解決には至っていない。協同組合基本法の不在は、新しい社会問題に柔軟かつ迅速に対応する新たな協同組合の設立を阻害している。

### (4) 協同組合運動の転機

協同組合運動の転機になったものの一つとして、国際協同組合同盟(ICA)の1980年モスクワ大会での「レイドロー報告」がある。カナダのレイドロー博士が、営利企業に接近してきた協同組合運動に警鐘を鳴らし21世紀の協同組合の使命について報告したのである。報告は、①飢餓、②労働疎外、③持続可能な社会の危機、④コミュニティの崩壊を予測、提起し、大きな国際的な反響をえた。

これを受ける形で1995年には、英国マンチェスターで行われたICA100周年記念大会の「協同組合のアイデンティティ宣言」で、協同組合が「共同で所有し民主的に管理する事業を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である」と定義され、さらに「協同組合の社会志向」を鮮明にすることが提起され、日本の協同組合界にも大きなインパクトを与えた。

95年の宣言の主なポイントは3つ、①組合員の経済的参加、②自治自立、③コミュニティへの貢献である。また、2012年「国際協同組合年」であったことは記憶に新しいところである。国連がグローバリゼーションに対抗するために打ち出したものであり、このインパクトも大きく、世界中で協同組合を見直す契機になった。ただ日本の場合、日本政府関係者の理解が乏しかったため、大きな動きにはならなかった。

もっとも、日本が直面している格差の問題や深刻化する貧困の問題を考えると協同組合がその突破口になれる可能性は十分にあると思う。

### (5) 90年代以降—危機の中から新しい芽

70～80年代まで生協にとっては、組合員数と事業高が倍々ゲームの時代であったが、成長が鈍化していったのが90年半ばからである。90年代は生協にとってまさに曲がり角であった。赤字経営の深刻化や合併といった経営上の問題ばかりではなく、消費者からの信頼という問題にまで直面するようになった。明らかな分岐点で2006年である。この年、日本生活協同組合連合会（日本生協連）は、食料自給放棄という政府政策である農産物輸入関税撤廃に賛成したのである。ここで生産と消費の分離する政策に舵を切った。

低価格化路線でスーパーとの競合も激しくなっていき、生協の赤字経営が深刻化する最中の2008年に「冷凍ギョーザ事件」がおき、生協に対する消費者の信頼が揺らいだ。経済評論家の内橋克人氏によれば、日本生協連がグローバル化追随路線に舵を切った結果、WTO体制のもとで存亡の危機にある零細な農業者と消費者との「連帯」ではなく、両者を対立軸の左右に引き裂いた、と総括している。現在、TTPに対しても日本生協連の態度は不鮮明である。

しかし、危機の中から新しい芽が出てきていることも見逃してはならない。生活クラブ神奈川が1993年、生協で初めて社会福祉法人を設立し福祉事業の扉を開いた。もともと生協法の中には福祉事業がなかったが、2007年の生協法改正により「福祉に関する事業」が明文化された。また、就労困難な若者たちが、お互いに何でも話し合って共働できる場として、若者中心の「ワーカーズ・コレクティブ」をつくる動きも出てきている。そもそもこれは30年前にできたもので未だに認可されていない。企業に雇われるのではなく、自分たちで出資し、運営し働き、地域を豊かにすることを目的にしたものである。また、日生協の中でも、買物困難者に対するの取組み等がはじまっている。

東日本大震災後、企業の倒産が続出する中で、生協の解散は無く、危機管理としても協同組合は見直されている。震災関連では福島の協同組

合間でネットワークし、「放射性物質分布マップ」づくりに取り組んでいる。

### (6) 生活クラブの概要

生活クラブは、自主管理・監査制度を持ち、世界から注目をされているが、生協からはじまったわけではない。「女性の主体的な力で私たちの生活を改革し、社会の進歩のための活動に積極的に参加しよう」と、1965年に世田谷区に住む女性の自立的で民主的な集団として生まれた「世田谷生活クラブ」がその最初である。

当時、会員は女性限定であり（男性は賛助会員のみ）、たんなる購買団体ではなく社会運動体としてはじまったことに特徴があった。現在の会員数317,000人、供給高872億円、専従職員1,250人、牛乳会社や養鶏場、肉牛牧場といった関連会社を持つまでになっている。

この生活クラブは、地域の市民の力だけで作られたことが大きな特徴であり、結成から自分で考え、自分で行動することが端的な行動原理である。共同購入にあたっては、①「消費材の要件」を満たす材を生産者とともに「つくる」（生産する消費者）運動、生産者の再生産を保障する適正価格や生産者と消費者の対等互恵と相互理解・連帯、原材料や工程・廃棄までの情報公開といった奪わない・奪われない、持続的な生産と消費、②素性確かなものを適正な価格で、③主要品目（米、牛乳、豚肉、牛肉、鶏肉、鶏卵、青果物）にこだわる（共感する）共同購入、④購買力の結集（利用結集）を原則として掲げている。そして、買うだけのお客様ではなく、生産者とともにつくる消費者運動を実践している自覚的な消費者として、こだわるところには徹底してこだわる。例えば、「不必要なものは使用しない」「使用したものはすべて公開する」と無添加へのこだわりを示している。また、国産だけでなく、適正な価格にもこだわり、これは安さだけを求めていくような他の生協との大きな違いである。運動としても、食の安全に関することから、福祉や子育て、環境問題やエネルギー問題、女性市民として自分の能力や可能性を発揮することと子育てや家庭の両立ができ

る社会をめざして取り組んでいる。これらは、ひとつの購買力をどう集中化させていくかということを追いかけてきた結果として出てきたものである。結集された購買力が、生活クラブのエネルギーとなり、多様な運動を生み出しているのである。

### (7) 最近の世界の動き

いま、韓国とカナダの動きに注目したい。韓国では、2011年12月に協同組合基本法が制定され、それまで日本と同様に個別法であったものが一元化され、5人からどんな協同組合でもつくれるようになった。個別法になかった労働者協同組合をつくれるようになったり、地域課題への解決に向けた新しい協同組合も現れるなど、「新しい社会的経済」といわれ大きな波となっている。現在、1ヵ月平均で200、総数で3,000を超える協同組合が設立されている。韓国での基本法成立は、日本の協同組合関係者に大きなインパクトを与えた。

また、カナダのケベック州政府は、高失業率から1999年に社会的経済の推進を決議した。そのため、社会的経済の“作業場”ともいえる「シャンティエ（円卓会議）」を設立した。これにより、州政府は、協同組合、NPO、労働組合、女性組織、経済界をも巻き込み、社会的政策を展開している。シャンティエは、社会的連帯経済を推進する母体となっている。いま、ケベックでは、市民組織が活動しやすいように州政府がさまざまな機構改革を行っている。今後、日本の非営利・協同セクターのひとつのモデルとなり得るのではないか。

## 2. 参加者との議論から

米倉氏からの報告を受け、参加者との活発な議論が交わされた。

ある参加者の「連帯経済や社会的経済といった言葉が出てくるが、日本ではあまりなじみはない。韓国でも社会的経済に向けて舵を切ったということをお聞きしたが、日本と世界とのギャップはどこから来るのか」という質問に対して、米倉氏から「一番大きいのは、協同組合の理解度。社会的経済の前に協同組合の認識と

いうものが違う。韓国では保守でさえ市民の参加を求めている。日本の安倍政権は参加すら求めている。この違いが大きい。『参加』がキーワードであり、世界的な潮流である。日本の保守はそこすらも求めない保守である。もうひとつは、協同組合陣営の縦割りの問題が大きい」と答えた。また「日本では若い人が協同組合に関心を寄せている。世界的にはどうか」という質問に対して「カナダ、スウェーデン、ドイツはじめ、世界的にそうである。カナダのケベック州での社会的経済を推進する役割として、若者の存在が大きい」と米倉氏。また、参加者の丸山茂樹氏（参加型システム研究所、JC総研、客員研究員）からは、2013年11月7日に韓国・ソウルで開催された「グローバル社会的経済フォーラム」の情報提供があった。丸山氏によれば、世界的な社会的経済のネットワークが提唱され、グローバル経済への対抗軸が形成されようとしているという。今後の市民セクターのキーとして「社会的経済」を挙げることができよう。

## 3. 報告を受けて

世界的に協同組合が再評価されている。それは、グローバリゼーション、行き過ぎた市場経済に対するアンチテーゼという側面もあるが、そもそも人間の暮らしを支える経済とは何か、という根源的な問いに対する答えとして、社会的経済・連帯経済がなり得るのではないだろうか。

生協・生活クラブの20年は、その証左であるという気がしてならない。その一方で、不幸なことに、この20年で協同組合をめぐる法整備が進まなかったため、世界から遅れを取った。日本でも協同組合基本法の早期制定がのぞまれるところである。今後の市民セクターを展望していく中で、協同組合が大きな役割を果たしていくことを予感できる会となった。

(文責/本研究会・中山正義)